番号	 分 類	対 象	質 問	□ 答
1	補助制度	全園	国の「教育支援体制整備事業費交付金」とは どんな関係にありますか。	本補助金の補助対象経費については、原則として交付金の基準に準じます。 「緊急環境整備では、施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としています。そのため、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となりますが、屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、屋外ステージ等の整備は対象になりません。また、設備の整備にあたり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象となりません。」(平成27年4月24日付27文科初第241号。平成27年度教育支援体制整備事業費交付金に係る事業の募集について(依頼)より抜粋) また、交付金に準じ、令和2年度より全ての設備や物品に係る運搬費(送料・運賃等)は補助の対象になりません。 ※教育支援体制整備事業費交付金実施要領別紙1「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」を御参照ください。
2	補助制度	全園	補助金の申請前に購入したものを申請することはできますか。 補助事業はいつ行えばよいですか。	東京都の補助金では、補助金申請事務の進行に係らず、事業を進めていただくことが可能です。 補助対象となるのは、 <u>令和7年4月1日以降</u> に契約し、納品及び支払までの手続を <u>令</u> <u>和8年3月31日</u> までに終える物品になりますので、この期間内であれば順次購入・書 類の準備を進めて頂いてかまいません。
3	補助制度	全園	補助金はいつ交付されますか。	当該補助事業は、実績報告書の提出の後、補助金額が確定してから交付します。 したがって、実際に補助金が入金されるのは、翌年度の5月末頃になる予定です。
4	補助制度	全園	申請を行う私立幼稚園等が多数あった場合 、 補助率が変わることはありますか。	多くの私立幼稚園等から申請があった場合、予算の範囲内での補助金執行となります ので、各園への補助金交付額に圧縮がかかる場合があります。
5	補助制度	個人立幼稚園	設置者不在の場合は、補助対象となります か。	要綱第3 1(3)に基づき、補助対象者は学校教育法附則第6条の規定による私立の幼稚園を設置する者であるため、交付申請締切時点で設置者不在となっている幼稚園に対しては、この補助金を交付することができません。ただし、今年度中に新たに設置者を欠いた場合は、別途ご相談ください。
6	補助制度	全園	補助金の交付対象となった場合、処分制限等 は生じますか。	補助金の交付対象となった設備等は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。また、取得価格が1個(又は1組)50万円以上のものについては、期間内において、都の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付または担保に供してはなりません。期間前に処分等を行う場合には、私学部を通じて知事に届ける必要があります。 このとき、既に交付した補助金の全部若しくは一部を都へ返還していただく場合があります。 (例)・すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他 10年・児童用机及び椅子 5年

番号	分 類	対 象	質問	回 答
7	契約	全園	補助事業実施に際し、入札や見積り合わせに より業者及び金額等を決定すべきですか。	【一部補助部分について】 補助事業を行うに当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その手続きの透明性を確保することが重要です。そのためには、公正かつ客観的な基準に基づく競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、原則として入札や複数業者による見積り合わせを行う必要があります。そのため、原則、同一条件での3社以上の見積書を添付してください。3社以上の見積書を添付していない場合は、その事情を特命理由書にて説明してください。特命理由書を添付する場合は、必ず貴法人・貴園で作成してください。貴法人・貴園以外(採択業者等)による作成が発覚した場合は、補助の対象とならない場合がございますので、ご留意ください。また、理由によっては補助対象外となる可能性がありますので、予めご承知おきください。 なお、契約ごとに1件の金額が30万円未満の場合は、幼稚園において価格調査を行った上であれば、見積書は1社でも差し支えないものとします。その際は、採択業者の見積書とは別に、同一の物品で価格調査を行ったことがわかる資料(カタログのコピー、インターネットの画面を印刷したもの)を添付してください。 【全額補助部分について】 熱中症対策事業については、連日災害級の猛暑が続いている状況を受けて緊急的に実施するものであることを踏まえ、書類については大幅に省略します。必要書類については別紙1「提出書類一覧」をご参照ください。
8	契約		購入しようと思う方法・業者から、指定され た提出書類の一部が入手できない可能性があ る場合、どうすればよいですか。	【一部補助部分について】 各提出書類は補助事業に関する事務手続が適正に行われたことを客観的に証明する資料のため、書類が揃わないことのないよう、見積等の段階から採択(予定)業者と十分に調整してください。 なお、購入物品や個別の幼稚園の事情を勘案し、物品の購入に関する例外的な取扱として、特定の書類が省略できる場合を定めました。別紙8「一部補助部分に係る添付書類の省略について」を参照してください。
9	契約	全園	補助対象外の物品・工事等も合わせて発注し てもよいですか。	同一の契約で構いません。補助対象外の物品・工事が含まれる見積書では、マーカー 等により補助対象か対象外かを明確に区別してください。また諸経費など、補助対象外 経費も含めて算定している共通経費は按分する必要があります。
10	契約	全園	教育の質の向上に必要な教具をリース契約し ようと考えています。この場合も補助対象と なりますか。	当該補助事業は、購入を前提にしているため、レンタル・リースに係る経費は補助対 象外です。
11	契約	全園	インターネットオークションで買ったものは 対象になりますか。	対象となりません。インターネットオークションは、競争性のある業者選定過程を経 て申請額の適正性を担保する制度の趣旨から逸脱するものであり、補助金の適正執行の 観点から適切ではありません。
12	契約	全園	交付申請時に提出した「採択業者」以外から 購入しても補助対象になりますか。	交付決定が提出頂いた書類を踏まえてなされるものである以上、採択業者以外からの 購入については、価格が安価になる場合でも補助対象外になります。特に在庫状況など 変動があるものについては、お気をつけください。
13	契約	全園	店頭購入は、どのような場合に認められます か。	【一部補助部分について】 ・廃盤品や中古品等でその店舗でしか購入できない物品の場合。 ・緊急性を要する事象が発生した場合(ただし、合理的な理由を説明できる場合に限る)。 なお、店頭購入であっても見積書及び価格調査資料、特命理由書の提出は必要です。別紙8「一部補助部分に係る添付書類の省略について」を参照してください。

番号	分 類	対 象	質 問	□ 答
14	補助対象経費		既存のピアノを下取りに出し、新しくピアノ を購入しました。下取額は、どのように取り 扱えばよいでしょうか。	下取額が新規購入に係る費用に充当されることは、割引があったことと同様の取扱い となります。そのため、購入金額から下取額を差し引くようにしてください。
15	補助対象経費	全園	補助対象となる物品を購入した際に、ポイントが付与されました。このポイントは、1ポイント=1円の割引に使用できるものです。この取扱いは、どのようにすればよいでしょうか。	左記の性質を持ったポイントを取得した場合は、補助対象経費から相当額を差し引く ようにしてください。記載方法については、別紙記載の交付申請書・実績報告書記入例 をご確認ください。
16	補助対象経費	全園	補助対象事業について、下限、上限は設けられていますか。 【R7年度事業から変更あり】	下限は設けておりません。 上限については、1園当たりの補助基準額(補助対象経費)180万円及び緊急的な 熱中症対策事業の補助基準額(補助対象経費)20万円を限度額としています。
17	補助対象経費	全園	園(法人)が購入して園児の所有になるもの も対象になりますか。	園(法人)で所有し、園で使用するものが対象になるため、園児に配布し、園児の所 有になるものは対象となりません。
18	補助対象経費	全園	交付決定を受けた見積額から契約額が変更と なった場合、補助金額は見積額と契約額のど ちらに基づいて算出されますか。	補助金は交付決定額を上限として支出されます。 このため、見積額を契約額が上回る場合、見積額をもとに補助金額を算出します。見 積額を契約額が下回る場合、契約額をもとに補助金額を算出します。
19	補助対象経費		対象年齢が異なる他の補助金との併用は可能 ですか。	O才児から2才児までを対象とする補助金を併用する場合には、第三者が見て納得する合理的に説明できる方法で按分いただき、①契約書類を分けて申請するか、②按分した金額がわかるように計算書等を別紙として作成して申請してください。なお、補助対象経費の上限額に合わせる等の、恣意的な按分方法は認められません。
20	補助対象経費	幼保連携型認 定こども園	幼保連携型認定こども園ですが、2号または 3号の子どもが使用するものについても補助 対象となりますか。	1号の子どもが使用するものは補助対象となりますが、2号または3号の子どものみが使用し、1号の子どもが使用しないものは対象外となります。1号の子どもとそれ以外の子どもが共通して使用するものについては、全額補助対象とし、按分の必要はありません。
21	補助対象経費	認定こども園 を構成する幼 稚園	幼稚園型(年齢区分型)認定こども園ですが、○〜2歳児の認可外保育施設部分のみで使用するものについても補助対象となりますか。	保育所部分のみで使用するものは、補助対象外となりますが、幼稚園部分と保育所部 分とで共用するものについては、全額補助対象とし、按分の必要はありません。
22	補助対象経費	全園	区市町村や都、国のほかの補助金から経費の 一部を補助されることとなっています。残り の部分について都から補助を受けることがで きますか。	他の地方自治体等の補助の対象となっている経費は、都の補助対象から除外されます。対象となる経費について区や市の補助金制度を確認してください。 【対象外となる補助金の例】 ・保育園・幼稚園等による木育推進事業費補助金(東京都産業労働局) ・とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金(東京都生活文化局ほか) なお、経費を分けて複数の補助金に申請できる場合でも、合理的に説明可能な按分方法で経費が按分されていない場合には、補助対象とならない可能性があります。

番号	分 類	·····································	質問	□ 答
23	補助対象物品	全園	どんなものが補助の対象となりますか。	幼稚園で使用する「遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等」が対象です。 また、本補助は幼稚園の教育環境の質の向上を目的とすることから、対象物品は園児が直接使用するものや教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用するものに限ります。 そのため、例えば、事務室で使用する机・イスなどの事務用備品や園長室の調度品・ソファー、園児が直接使用しない給食用の調理器具、あるいは建物維持管理用の物品等は補助の対象となりません。 また、短期間のうちに消耗する物品や、個人の所要に係る物品も対象となりません。申請対象・対象外物品例について、別添のとおり、一覧にまとめましたので、ご参考としてください。
24	補助対象物品	全園	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等と は、具体的に何を指しているのですか。	以下のようなものが例として挙げられます。 遊具:遊びに供するために利用される道具 (ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム等) 運動用具:運動・スポーツに供する道具 (鉄棒、平均台、跳び箱、マット、三輪車、トランポリン等) 教具:幼児教育に資するために利用される道具 (楽器、園児用机・椅子、積み木、紙芝居、絵本等) 保健衛生用品:園児の保健衛生管理に関わるもの (可搬型の日よけ用のテント、可搬型の空気清浄機、家庭用エアコン、 体重計、身長計、幼児用寝台、AED等)
25	補助対象物品		短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に 係る物品は補助対象外とありますが、「短期 間」の目安はありますか。	概ね1年未満の適正な使用により、一度に消費してしまったり、消耗していくもの又 は原形を失うものを指します。 例)絵の具、鉛筆、消しゴム、画用紙、カラーペン等
26	補助対象物品		教育の質の向上に必要な運動用具として、 マットを新規購入しました。この補助制度 は、買い替えだけが対象ですか。	当該補助事業は、「新規購入」と「買い替え購入」のどちらも補助の対象とします。 ただし、旧物品の撤去・廃棄に要する費用は補助対象外となります。 なお、既存の一部を買い替える交換部品の購入に該当する場合は、対象となりません。
27	補助対象物品	全園	園庭の遊具を新しいものに買い換える場合 は、撤去・廃棄に要する費用は対象になりま すか。	撤去・廃棄費用は対象となりません。既存の遊具を撤去しなければ、新しい遊具を設置できないような場合についても、撤去・廃棄に要する費用は補助対象外となります。
28	補助対象物品		園内にあるすべり台が老朽化のために補修す る必要があります。こうした補修費用も補助 の対象になりますか。	当該補助事業は、遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の購入を前提としているため、遊具等の修繕や改修は補助対象外とします。
29	補助対象物品		園内の大型遊具について、一部の部品が老朽 化したため、新品を購入して交換したいと思 います。この購入費用は対象になりますか。	当該補助事業では、原則として単独で遊具・運動用具・教具・保健衛生用品のいずれかとしての用をなすものの購入を想定していることから、Q28において修繕・改修を補助対象外とするのと同様の考え方に基づき、対象外となります。
30	補助対象物品		園内にある和式の便所を洋式便所に変更したり、フェンスやブロック塀等の改修を行い新しくするものについても、補助の対象になりますか。	当該補助事業は、建物に係る物品の改修工事等は補助対象外とします。 ※建物に係る物品の改修工事等は、施設整備に該当するため、補助対象外です。
31	補助対象物品	全園	日よけテントのうち、園舎や園庭に固着させ るものは対象になりますか。	園舎や園庭に固着させるものは、施設整備に該当するため、補助対象外です。

番号	分 類	対 象	質 問	□ 答
32	補助対象物品		防犯カメラや非常通報装置等の防犯設備は、 補助対象になりますか。	防犯設備については、学校法人立幼稚園(認定こども園を除く。)に対し、 平成28年度に限り、補助対象としました。昨年度と同様に今年度も補助対象外です。
33	補助対象物品		掃除機、洗濯機、乾燥機、オーブンレンジは 対象になりますか。	国の教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)の基準に準じ、令 和2年度より対象となりません。
34	補助対象物品	全園	収納用品は対象になりますか。	国の教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)の基準に準じ、令 和3年度より対象となりません。 例)本箱、ロッカー、道具入れ、靴箱、ハンガーラック、倉庫、作品乾燥棚等
35	補助対象物品	全園	ケースやカバー、固定器具等を対象物品であ る遊具等の物品と一緒に購入しますが、対象 になりますか。	対象物品である遊具等と一緒に購入しても、ケース等が4つの区分(遊具、教具、運 動用品、保健衛生用品)に該当しないため、ケース等は補助対象外です。